

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱

平成20年4月1日 総情促第28号

最終改正：平成25年※月※日 総情作第※号

(通則)

第1条 情報通信利用促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）、民間事業者等が行う業務に必要な経費を補助することにより、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を図り、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

第3条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するため、機構、民間事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助金の対象となる業務（以下「補助事業」という。）は次のとおりとする。

(1) チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号。以下「障害者利用円滑化法」という。）第4条第1号に基づき通信・放送役務の提供又は開発に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）であって、機構が行うものをいう。

(2) 手話翻訳映像提供促進助成金交付業務

障害者利用円滑化法第4条第1号に基づき放送番組に合成して表示される手話翻訳映像の提供に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）であって、機構が行うものをいう。

(3) 字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務

障害者利用円滑化法第4条第1号に基づき字幕番組、解説番組又は手話番組の制作に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）であって、機構が行うものをいう。

(4) 通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務

障害者利用円滑化法第4条第2号に基づき通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関連した情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じる業務（これに附帯する業務を含む。）であって、機構が行うものをいう。

(5) デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

通信・放送役務の利用に関する高齢者・障害者の利便の増進に資することを目的として、民間事業者等が行う、高齢者・障害者のための通信・放送役務の高度化に関するもの、又はこれまでに実施されていない高齢者・障害者のための通信・放送役務に関するものの研究及び開発業務をいう。

(6) コンテンツ海外展開等促進事業

海外展開に必要な映像素材のローカライズへの支援を実施することにより、日本ブーム創出に伴う関連産業の海外展開の拡大、観光等の促進につなげることを目的として、総務省及び経済産業省の連携のもと、民間事業者等がコンテンツ海外展開等促進基金を造成する事業をいう。

- 3 前項(1)～(4)の業務にあっては、補助事業を実施するために必要な経費のうち、機構に対して、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及びその区分、補助率並びに当該補助対象経費の費目は、補助事業ごとに別表第1から別表第4までのとおりとする。
- 4 第2項(5)の業務にあっては、補助事業を実施するために必要な経費は次のとおりとする。
 - (1) 補助金交付の対象となる経費は、当該補助事業を実施するために必要な経費のうち、直接経費については別表5に掲げる費目及び費目の範囲内とする。
 - (2) 間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」の定義のとおりとし、補助対象事業者が受入れ可能な場合に限り交付するものとする。間接経費の執行は、間接経費を受け入れる機関の長の責任の下で適正に行うものとする。
 - (3) 補助金の額は、一研究開発当たりの別表第5に掲げる費目に従い、直接経費の額の2分の1に相当する額（当該金額が3千万円（助成対象事業が、通信・放送役務の利用に身体の機能上の制限を受ける者の当該通信・放送役務の円滑な利用を可能とするための情報の入出力に係る技術に関する研究開発を行うものである場合には、4千万円）を超える場合には3千万円（助成対象事業が、通信・放送役務の利用に身体の機能上の制限を受ける者の当該通信・放送役務の円滑な利用を可能とするための情報の入出力に係る技術に関する研究開発を行うものである場合には、4千万円）とする。）とする。この場合において、金額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

5 第2項(6)の事業に係る処分、手続その他の行為については、次条から第23条の規定に関わらず、別紙の定めによるものとする。

（交付の申請）

第4条 機構、民間事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに補助金交付申請書（様式第1－1から様式第1－5までの該当する様式）を大臣に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項(5)の業務の補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第

108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第5条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2-1から様式第2-5までの該当する様式)をもって申請者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。
- 3 大臣は、第1項の場合において、交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。
- 4 大臣は、申請に対し不交付の決定をしたときには、不交付決定通知書(様式第3)をもって申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた機構、民間事業者等(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

第7条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた日を含む。)の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならぬ。
- 3 大臣は、前項の期間内は、いつでも、第1項の帳簿及びすべての証拠書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第4による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 経済事情や技術の進歩に即応してシステムを変更する場合で、補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、能率的な補助事業の目的の達成に資するようなもの
イ 補助事業の実施時期、実施期間又は人員を変更する場合で、補助事業の目的の達成に支障を及ぼさないもの

- (2) 第3条第2項、(5)の業務にあっては、補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分のいずれか低い額の20パーセント以下の流用の場合を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(事故の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第5による事故報告書を大臣に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、大臣の要求があったときは、補助事業の遂行状況及び収支の状況について様式第6により大臣に報告しなければならない。

(予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合は、その状況及び理由並びに将来の見通しを記載した報告書を速やかに大臣に提出してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業ごとに情報通信利用促進支援事業費補助事業実績報告書（様式第7-1から様式第7-5までの該当する様式）を大臣に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となった場合であって、大臣の承認を受けたときは、この限りでない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、補助事業ごとにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第2項の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、変更後の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

2 前項の交付すべき補助金の額は、補助事業ごとに次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項、(1)～(4)の業務については、補助金の額の実績額と交付決定額のいずれか少ない額
- (2) 第3条第2項、(5)の業務については、補助金の額の実績額と交付決定額のいずれか少ない額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令をした日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

第14条 補助金は、前条第1項又は第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第15条 大臣は、第8条第1項（3）の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 大臣は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他適正化法（適正化法に基づく命令を含む。）又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 補助事業者は、大臣が前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金の支払を受けているときは、大臣の定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

4 大臣は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者がその命令に係る補助金の支払を受けた日から納付の日までの期間において、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

（契約）

第16条 補助事業者は、補助対象経費の遂行に係る契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の遂行上一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合においては、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

第17条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、様式第10による取得財産等明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、その管理に係る取得財産等を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 5 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させことがある。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならぬ（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 前条第5項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(企業化の報告)

第20条 第3条第2項、(5)の業務にあっては、助成対象事業者は、助成対象期間が終了した年度以降5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該助成対象事業に係る過去1年間の企業化状況について、報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。

(収益納付)

第21条 大臣は、前項の報告書により、補助事業者に当該補助対象事業の実施結果の企業

化等によって相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計を上限とする。
- 3 収益納付を命ずることができる期間は、補助対象事業となった研究開発が完了した年度の翌年度以降5年間とする。

(間接経費執行実績報告)

第22条 間接経費受入機関は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に従い、間接経費を適正に執行しなければならない。

- 2 間接経費受入機関は、補助事業が完了した年度の翌年度の6月30日までに、前項に掲げる共通指針に従って作成された間接経費執行実績報告書を、大臣に提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第23条 この要綱に定める書類の提出部数は1部とする。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 情報通信技術開発支援等事業費補助金交付要綱（平成16年3月31日総情通第45号。以下「補助金要綱」という）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、補助金要綱により現に補助金が交付又は交付決定されている通信・放送新規事業助成金交付業務、身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務、字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務、通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務、通信・放送融合技術開発促進助成金交付業務及び通信・放送融合技術開発システム整備業務については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行前に補助金要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときは、この附則に別段の定めがあるものを除き、本要綱の規定によりしたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている通信・放送新規事業助成金交付業務及び身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務

補 助 対 象 経 費	補 助 率
チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務 に係る経費	定 額

別表第2（第3条関係）

手話翻訳映像提供促進助成金交付業務

補 助 対 象 経 費	補 助 率
手話翻訳映像提供促進助成金交付業務に係る経費	定 額

別表第3（第3条関係）

字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務

補 助 対 象 経 費	補 助 率
字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務に係る経費	定 額

別表第4（第3条関係）

通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務

補助対象経費	補助率
通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務 に係る経費	定額

別表第5（第3条関係）

補助対象経費及び直接経費の費目とその範囲

費目		補助対象経費の範囲
I 設 備 費	建設費	建物の建造、改造、購入、借用に要する費用（ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に附属する施設の買受けに要する経費を含む。）であって、専ら申請に係る研究開発に使用され、かつ、当該研究開発に必要不可欠なもの。 ただし、敷金、保証金、礼金を除く。
	機械装置等購入費	研究開発に必要な機械装置（電子計算機を含む。）及び工具器具備品（耐用年数1年以上のものであって100万円以上のものに限る。）の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付けに必要な経費。
II 物品費		研究開発を行うために直接必要な工具器具備品（耐用年数1年以上のものであって100万円以上のものを除く。）、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、研究開発に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、改造、修繕又は据付けに必要な経費。
III 労務費		研究開発職員、工員等、研究開発に直接従事する職員に対する人件費。各々の入件費は基本給のほか、賞与、家族手当、住宅手当及び法定福利費を含むが退職金は除く。
IV 外注費		研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価等の外注に必要な経費。
V 委託費		大学等に技術指導・委託研究を行わせるために必要な委託費。
VI 諸経費		研究開発を行うために直接必要な旅費、文献購入費、光熱水料、コンピュータ使用料、通信・運送費、雇上費、租税公課その他研究開発に必要な経費として総務省が認めた経費。

1－1（第4条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

様式第1－2（第4条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 手話翻訳映像提供促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

様式第1－3（第4条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

様式第1－4（第4条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

様式第1－5（第4条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

様式第2-1（第5条関係）

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総務大臣
○ ○ ○ ○ 印

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（及び第3項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。）第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府、郵政省、自治省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

様式第2-2（第5条関係）

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総務大臣
○ ○ ○ ○ 印

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（及び第3項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 手話翻訳映像提供促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。）第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

様式第2-3（第5条関係）

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総務大臣
○ ○ ○ ○ 印

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（及び第3項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称　字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。）第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

様式第2-4（第5条関係）

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総務大臣
○ ○ ○ ○ 印

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（及び第3項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。）第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

様式第2－5（第5条関係）

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総務大臣
○ ○ ○ ○ 印

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（及び第3項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。）第9条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

様式第3（第5条関係）

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総務大臣
○ ○ ○ ○ 印

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、下記の理由により交付できませんので、交付要綱第5条の規定によりの規定により通知します。

記

様式第4（第8条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業計画変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費補助金に係る補助事業の計画を下記のとおり変更したいので、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 計画の変更の内容
- 3 計画の変更を必要とする理由
- 4 計画の変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の経費（補助事業に要する経費及び補助対象経費）の配分及びその算出基礎（新旧対比のこと。）

（注）中止又は廃止の場合には、中止後又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第5（第9条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業事故報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費補助金に係る補助事業の事故について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業の現在の進捗状況
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対してとった措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第6（第10条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費補助金に係る補助事業の遂行状況及び収支の状況について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実績概要
- 3 補助対象経費の区分別の実績概要

様式第7-1（第12条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業（チャレンジド向け通信・放送
役務提供・開発推進助成金交付業務）実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算
 - (1) 収入

補助金充当額	円
自己資金	円
合計	円

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額
合計						

イ 支出内訳

様式第7-2（第12条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業（手話翻訳映像提供促進助成金交付業務）実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算
 - (1) 収入

補助金充当額	円
自己資金	円
合計	円

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額
合計						

イ 支出内訳

様式第7-3(第12条関係)

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業（字幕番組、解説番組等制作促進
助成金交付業務）実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算

(1) 収入

補助金充当額	円
自己資金	円
合計	円

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額
合計						

イ 支出内訳

様式第7-4（第12条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業（通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務）実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算
 - (1) 収入

補助金充当額	円
自己資金	円
合計	円

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額
合計						

イ 支出内訳

様式第7-5（第12条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業（デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発）実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算
 - (1) 収入

補助金充当額	円
自己資金	円
合計	円

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額
合計						

イ 支出内訳

様式第8（第14条関係）

記番号
年月日

総務大臣
○○○○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金精算（概算）払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 精算（概算）払請求金額（単位は円とし、算用数字を使用すること。）
- 3 概算払いの場合は、請求金額の算出内訳及び概算払いを必要とする理由を記載すること。

様式第9（第18条関係）

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

（単位：円）

区分 財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年 月 日	保 管 場 所	補 助 率	備 考

- （注）1 財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍・資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、
（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日とすること。

様式第10（第18条関係）

取 得 財 産 等 明 細 表（〇〇年 度）

（単位：円）

区分 財産名	規 格	数 量	単 價	金 額	取 得 年 月 日	保 管 場 所	補 助 率	備 考

- （注）1 対象となる取得財産等は、当該事業年度において取得した財産とする。
- 2 貢産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍・資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、
（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
取得年月日は、検収年月日とすること。

(別紙)

コンテンツ海外展開等促進事業に係る処分等について

(交付先)

第1条 この補助金は、総務大臣が別途定める「コンテンツ海外展開等促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める事業を実施する民間事業者等（以下、「基金設置法人」という。）に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象及び交付額)

第2条 この補助金は、基金設置法人が、実施要領に定める事業を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）に対して、予算の範囲内において、本補助金を交付する。なお、この補助金の交付額は定額とする。

(申請手続及び変更申請手続)

第3条 本補助金の申請は、交付申請書（様式第1）に基金事業計画書（様式第2）を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

2 本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第3）に基金事業計画書（様式第2）を添えて速やかに総務大臣に提出して行うものとする。

3 本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により基金事業計画書（様式第2）の内容を変更して事業を行う場合には、速やかに変更した基金事業計画書（様式第2）を総務大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第4条 総務大臣は、前条第1項又は前条第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金の交付を決定（変更の決定も含む。）したときは、交付決定通知書（様式第4）を申請者に送付する。

2 前条第1項又は前条第2項による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の条件には、次の条件が付されるものとする。

- 一 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、総務大臣の承認を受けなければならない。
- 二 交付対象事業が予定期間に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに総務大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- 三 交付対象事業の遂行及び支出状況並びに基金設置法人により行う実施要領に定める事

業について報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、総務大臣に提出しなければならない。

四 交付対象事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第5号）を作成し、これを交付対象事業の完了した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

五 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余額を総務大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならぬ。

六 基金の経理について、他の基金事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

(申請の取下げ)

第6条 第6条第1項により交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をもって総務大臣に申し出なければならない。

(補助金の請求)

第7条 第6条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第6）を総務大臣に提出しなければならぬ。

(実績報告等)

第8条 この補助金の実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日（第15条第1項による交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7）を、実施要領に従い、総務大臣に提出しなければならない。

2 基金からの支払いに当たっては、支払額、その明細及び根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整えるとともに、会計年度ごとに翌年度の4月10日までに年度報告書（様式第8）を、総務大臣に提出しなければならぬ。

3 前2項の期日については、総務大臣が特に必要があり、かつ、予算の施行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

第9条 総務大臣は、前条第1項を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、基金が本補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、基金設置法人に通知する。

2 総務大臣は、基金設置法人に交付すべき本補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える本補助金の額が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分につ

いて国庫に返還することを命ずる。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がなされない場合には未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(基金の経理)

第 10 条 基金設置法人は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならぬ。

2 基金設置法人は、前項の帳簿及び証拠書類を基金事業の終了した日の属する年度の終了後 5 年間、総務大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならぬ。

(是正のための措置)

第 11 条 総務大臣は、交付対象事業、基金の管理又は基金により行う実施要領に定める事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを基金設置法人に対し命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 総務大臣は、交付対象事業の全部若しくは一部を中止又は廃止する申請があった場合又は次に掲げる場合には、交付した本補助金の全部又はその一部を取り消すことができる。

一 基金設置法人が、適正化法、施行令その他の法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合

二 基金設置法人が、基金をこの要綱又は実施要領に定める用途以外に使用した場合

三 基金設置法人が、交付対象事業又は基金の管理運営に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

四 基金設置法人が、基金を活用して行う実施要領に定める事業の事業者に対して指導監督を十分に行わない場合

五 基金設置法人が、前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 総務大臣は、前項の取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分の返還を命ずる。

3 前項による返還は、第 9 条第 2 及び 3 項に準用する。

4 基金設置法人は、第 2 項の規定による返還を命じられた場合には、これを国庫に返還しなければならない。

(基金事業の見直しをする時期等)

第13条 基金設置法人は、基金事業について、少なくとも2年に1回は定期的に見直しを行う。

2 基金設置法人は、定期的な見直しを行う際に、基金事業の達成度を評価し、公表する。

3 基金設置法人は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出し、当該保有割合を、実施要領に従い、総務大臣に報告する。

また、基金の保有割合の公表に際しては、当該算出に用いた算出方法（算式）及び数値を総務大臣に報告する。

4 定期的な見直しの結果、基金の使用見込みが低い等となった場合は、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返還など、その基金の取扱いを検討する。

また、当該検討結果を総務大臣に報告する。

(基金事業の終了等)

第14条 基金事業は、平成26年12月までに終了するものとする。

2 基金管理法人は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

3 基金設置法人は、基金事業の終了後において、事業者から補助金の返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

様式第1（別紙第3条関係）

番 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

総務大臣 殿

住 所
申請者 名
代表名 印

情報通信利用促進支援事業費補助金の交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱別紙第3条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為（写）
- (2) 直近3年間の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）
- (3) 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類

様式第2（別紙第3条関係）

番 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

総務大臣 殿

住 所
申請者 名
代 表 名 印

情報通信利用促進支援事業費補助金に係る基金事業計画書

1. 基金事業名

2. 基金事業の内容

3. 基金事業の期間

4. 基金事業の年度配分計画

<u>情報通信利用促進支援事業費補助金からの配分額（円）</u>	
平成24年度	
平成25年度	
合計	

添付資料

その他、基金事業の内容等を確認するために必要な資料

様式第3（別紙第3条関係）

番 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

総務大臣 殿

住 _____ 所
基金設置法人 名
代表名 印

情報通信利用促進支援事業費補助金の変更交付申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた情報通信利用促進支援事業費補助金について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱別紙第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

1. 補助金交付申請額 金 円

(既交付決定額 金 円)

—

2. 変更を受けようとする理由

—

3. 添付書類

- (1) 直近3年間の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）の抄本
- (2) 基金管理状況を示した書類

様式第4（別紙第4条関係）

番 _____ 号
年 月 日

基金設置法人 代表 名 殿

_____ 総務大臣 名 印

情報通信利用促進支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書及び情報通信利用促進支援事業費補助金に係る基金事業計画書の記載のとおりとします。
2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

_____ 補助金の額 金 円

3. この補助金は、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。）に掲げる事項を条件として交付するものとします。
4. 事業に係る実績報告は、交付要綱別紙第8条に定めるところにより行わなければなりません。

5. 本通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、本通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができるるものとします。

様式第5（別紙第5条関係）

情報通信利用促進支援事業費補助金（平成24年度補正予算分）交付調書

番号
年月日

(単位：円)

注1) 「法人」の欄の「科目」欄は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

注2) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

様式第6（別紙第7条関係）

番 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

総務大臣 殿

基金設置法人 代表 名 印

情報通信利用促進支援事業費補助金支払請求書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた情報通信利用促進支援事業費補助金については、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱別紙第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

1. 補助金請求額 金 円

2. 払込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

様式第7（別紙第8条関係）

番 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

総務大臣 殿

基金設置法人 代表 名 印

情報通信利用促進支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた情報通信利用促進支援事業費補助金については、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱別紙第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 交付決定額及び交付決定年月日

(1) 交付決定額 金 円
(2) 交付決定年月日

2. 基金の払込み、保有の状況がわかる書類

(様式第8) (別紙第8条関係)

番 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

総務大臣 殿

基金設置法人 代表 名 印

情報通信利用促進支援事業費補助金年度報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた情報通信利用促進支援事業費補助金については、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱別紙第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 平成 年度基金残額 金 円

A 交付決定額又は 前年度の基金残額	円
B 当該年度の基金運用 による収入額	円
C 当該年度中に基金 事業に要した経費	円
当該年度末の基金残額 (A+B-C)	円

2. 添付書類

- (1) 基金設置法人の收支が分かる書類
- (2) 基金の入出金・保有の状況が分かる書類
- (3) 基金事業の実施状況が分かる書類